

3 入居型老人福祉施設から排出される廃棄物の取り扱いについて

一般廃棄物の処理責任は、家庭ごみであれば自治体が収集することが原則だが、事業系ごみであれば、その廃棄物を排出した事業者が自らの責任で処理することが原則になる。

入居型老人福祉施設に居住する入居者が個人的に持ち込んだものが廃棄物となった場合には、家庭ごみにも事業系ごみにも解されるため、自治体によって、取り扱いが異なっている。こうしたことから、会員団体がどのような対応をしているかについて把握した。

(1) 入居型老人福祉施設からでるごみの家庭ごみとしての収集

入居型老人ホームから出されるごみを家庭ごみとして収集していると回答した自治体は 19 団体で 36%、収集していないと回答した自治体は 34 団体で 64%であった。

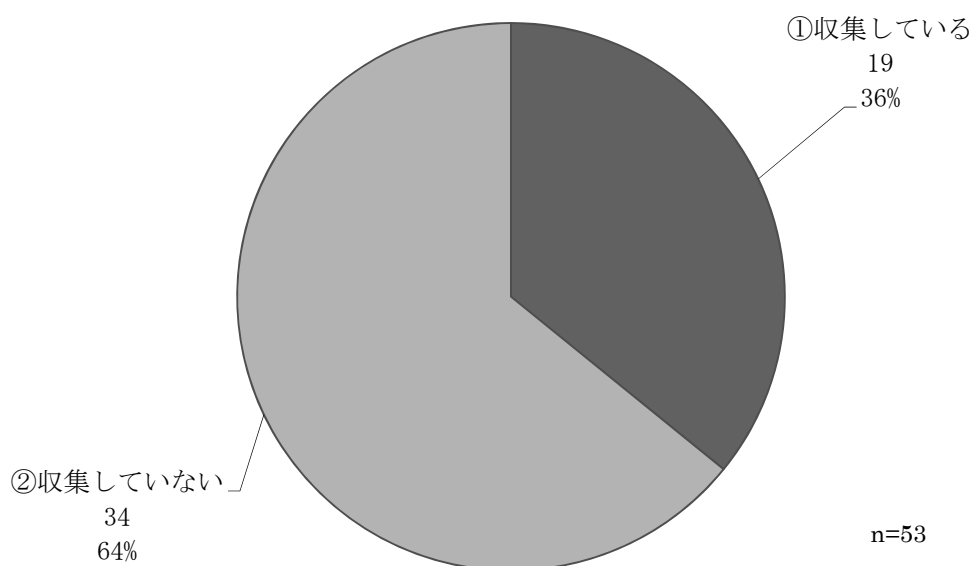


図 23 入居型老人福祉施設からでるごみを家庭ごみとして収集するか

(2) 入居者が個人的に持ち込んだ物の収集区分

入居者が個人的に持ち込んだシルバーカートや衣装ケースなどを、事業系ごみだと思えるか、家庭系ごみだと思えるかという設問に対しては、家庭系ごみと考える自治体が66%、事業系ごみだと思える自治体が16%、状況によって異なると思える自治体が18%であった。自治体によって判断が分かれていることがうかがえる。

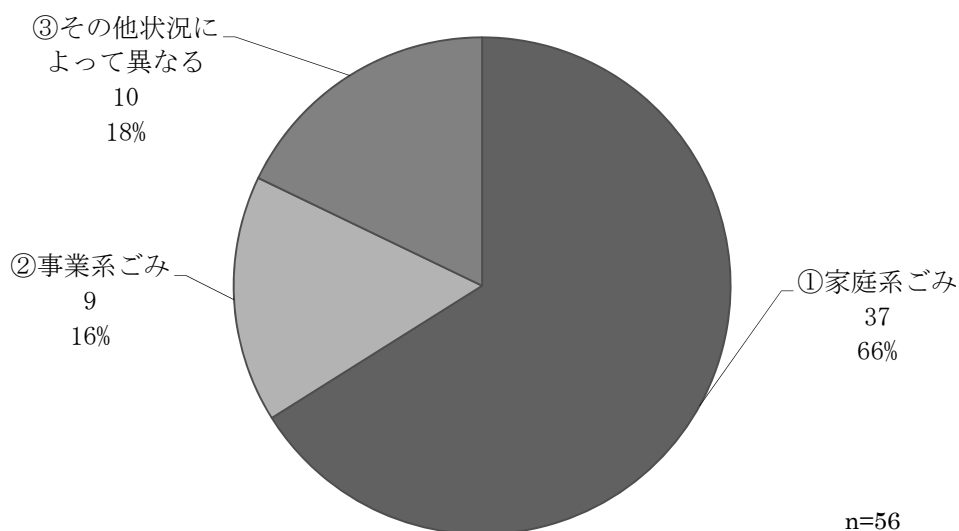


図 25 入居者が個人的に持ち込んだ物の収集区分

(3) 入居者が個人的に持ち込んだ物の取り扱いについての条例・規則・要綱等

入居型老人福祉施設に、入居者が個人的に持ち込んだシルバーカートや衣装ケースの取り扱いについて、定めている条例・規則・要綱等があると回答した自治体はなかった。

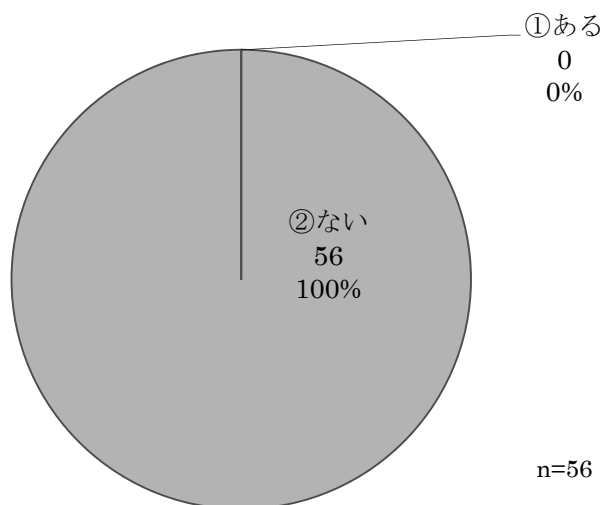


図 24 入居者が個人的に持ち込んだ物の取り扱いについての条例・規則・要綱等

このような判断の理由についての回答をまとめたのが（表 17）である。廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」（第 3 条）とし、事業系ごみの自己処理の原則を示しているが、この設問で取り上げた入居型老人福祉施設における個人の所有物が廃棄物となった場合のように、事業系ごみの範囲については自治体の判断に任されている領域が大きい。

本設問では、会員団体において家庭系か事業系の判断と基礎となるのは、廃棄物となったものの「所有者」が個人か施設か、「利用者」が個人か施設利用者全体か、廃棄の際の「費用負担」が個人か施設かといった点に注目している自治体が多い。

また、家庭系ごみと考える理由には、入居型老人福祉施設の特性を「入居型老人福祉施設はアパートなどと同様の集合住宅と見做すことができる」「住民票をおいており、生活の拠点となっている」と解釈している例があげられる。一方、事業系ごみとして考える理由としては、「特定の人を対象に事業として施設運営を行っているため」と事業所としての側面を重視する解釈がある。また、「事業系ごみと家庭ごみの区分はできないため、事業所から排出するごみは全て事業系」とするという判断もみられた。

表 17 シルバーカートや衣装ケースなどを家庭系・事業系と判断する理由

判断の理由	
家庭系ごみと考える	入居型老人福祉施設の料金に廃棄物の処理費用が含まれていない場合かつ、入居者の所有物を入居者負担で処分する場合は問題ない。
	施設側が提供している物品ではないため。
	入居者個人の所有物は家庭ごみと判断。
	入居型老人福祉施設内でのサービス提供により発生したごみは事業系ごみと考えるが、入居者自身から発生したごみは家庭系ごみと考える。
	老人福祉施設に入居していなくても必要なため。
	入居型老人福祉施設はアパートなど同様の集合住宅と見做す。
	入居型老人福祉施設の入居者は、ほとんどが住民票をその場所で登録しており、生活の拠点となっているから。
	入居者個人が、シルバーカートや衣装ケースなどの廃棄物を施設に搬入する場合は、事業を伴わない生活系ごみを個人が搬入するものとしてみなす。
	福祉施設の職員が持ち込んだ場合は事業系で取り扱うが、入居者であれば家庭系ととらえるのが適当と考える。
	居住部分で入居者（市民）から排出されるごみについては家庭系ごみ、共有の事業部分から排出されるごみは事業系ごみと考える。
	その住宅に勤める従業員が出すごみや、サービスの一環として提供した、食堂のごみなどは、事業系ごみとし、入居者の個人的な持ち物及び個々の居室から出るごみは家庭系と考えます。
事業系ごみと考える	入居型老人施設は事業所として認識しているため。
	特定の人を対象に、事業として施設運営を行っているため。
	事業系ごみと家庭ごみの区分はできないため、事業所から排出するごみは全て事業系とする。
	家庭系ごみとは一般家庭から排出されたものと考えている。よって福祉施設は一般家庭ではないため。
	当該施設内で利用したものであるため。また、持ち込んだシルバーカートや衣装ケースなどを明確に分けることができないと思うため。
	福祉施設の名目であっても、多数であれば事業系になると思う。
その他	サービス付き高齢者向け住宅は、事業系と家庭に分けて収集している。
	個人が自分で処理する場合には家庭系ごみだが、施設の職員など事業者が処理する場合には事業系ごみとなる。
	個人が持ち込んだのであれば家庭ごみ、施設の職員が持ち込んだのであれば事業ごみと考える。

(4) 入居型老人福祉施設から排出されるごみの実務上の取り扱い

実際に入居型老人福祉施設から衣装ケースなど排出された場合どのように対応しているかについては、すべて事業系ごみとして排出するよう指導しているとの回答が 25%、家庭系ごみとして収集しているとの回答が 16%であった。それぞれのケースによって判断しているとの回答が 45%で最も多かった。

なお、その他を選択した自治体の回答には、「自己申告によっている」「目安として1辺が 50 cmを越えるものは、粗大ごみとして取り扱い、直接持込としている」との記述がみられた。

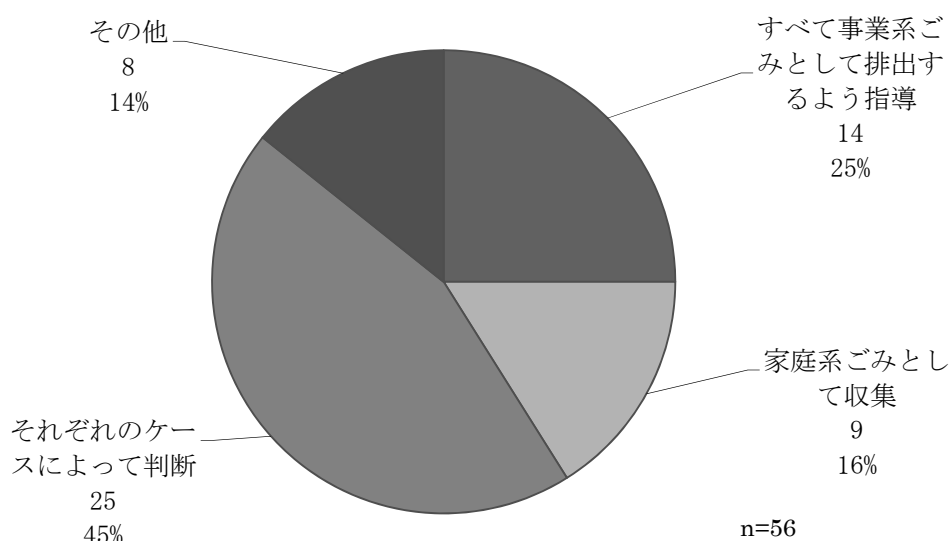


図 26 入居型老人福祉施設から排出されるごみの実務上の取り扱い

「家庭ごみとして収集」している理由については、「居住の実態」「個人の所有物である」「入居型老人福祉施設は寄宿舍、寮と同様と判断」などがあげられている。

また、「それぞれのケースで判断」をしている基準は、廃棄物となったものの「所有者」「利用者」が個人であるか施設かといった点に注目している自治体が多い。

所有や利用の実態を排出者に話を聞いたり、排出の量や数を参考にしている例もある（表 18 参照）。

表 18 「家庭系ごみとして収集」「それぞれのケースによって判断」の場合の判断基準等

判断の根拠	
家庭系ごみとして収集	
	寄宿舍、寮と同様と判断している。
	老人福祉施設に入居していなくても必要なため。
	個人所有物であれば、家庭系ごみとする。
	居住部分で入居者(市民)から排出されるごみについては家庭系ごみとして処理、共有の事業部分から排出されるごみは事業系ごみの扱い。
	定住施設で定住する者が所有等をし、排出したものは家庭ごみとして収集している。一方、定住施設でない所や、事業者の所有物の排出物については事業系ごみとして排出するよう指導している。
	個人のごみであるため、家庭系一般廃棄物という扱いをしている。(食堂からの食品残さ等であった場合、施設運営者から排出するごみとみなして事業系一般廃棄物としている)
それぞれのケースで判断	
	施設として購入・提供しているものは事業系。個人的に施設内に持ち込み、利用しているものは家庭系粗大ごみとして位置づけています。 家庭系粗大ごみとして収集する場合は、入居者ご本人からの粗大ごみ収集申込みをしていただいたものとしています。
	高齢者専用賃貸住宅であり、かつ入居者が生活のために使用している状態であれば家庭系ごみ、特別養護老人ホームであり、ご自身で使用することが困難な場合は事業者が使用するため事業系ごみと解釈しております。
	入居者から排出される品物は「家庭系ごみ」、事業者から排出された品物は「事業系ごみ」であるが、自己申告で判断する。
	入居型老人福祉施設が処理施設に自己搬入する場合は、排出するごみの内容によって家庭系か事業系かを判断している。 ※福祉施設の入居者等から排出された生活系のごみ…家庭系 福祉施設の事務所等から排出された事業系のごみ…事業系
	メーカーで同じ型番と思われるものが多量に出ていたりする場合は、事業者が斡旋したのと考え事業系とも判断できるので、事業者に内容を聞く場合がある。実際、住宅と言いながら施設的要素が強い場合もあり、今後実態に沿ったごみ処理が必要と考えます。
	個人が持ち込み、不要となったために排出されるものであれば、家庭系ごみとしている。